

行政事業レビューシート (厚生労働省)

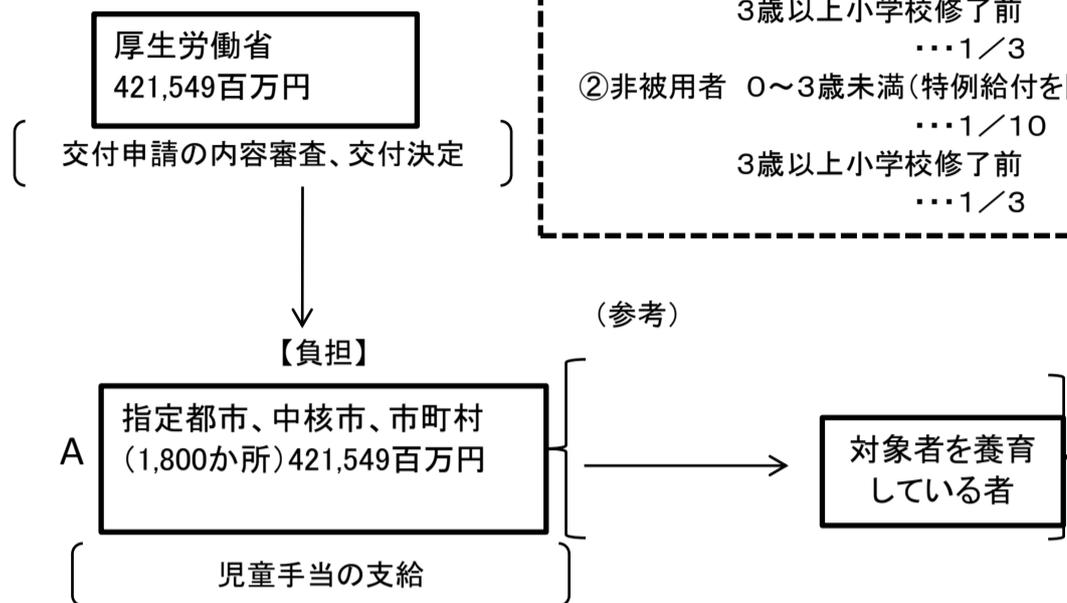
予算事業名	児童手当交付金に必要な経費	事業開始年度	昭和46年度	作成責任者		
担当部局	雇用均等・児童家庭局	担当課室	育成環境課	鹿沼 均		
会計区分	年金特別会計児童手当及び子ども手当勘定	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童手当法第19条 児童手当法施行令第5条	関係する計画、通知等	児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて (厚生事務次官通知 昭47.1.20厚生省発児第2号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	次代の社会をになう児童の育成の場である家庭における生活を安定させ、児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	対象者: 小学校修了までの児童 給付の内容: 上記対象者を養育する者に対し、以下の区分により支給 ①0～3歳未満 1人当たり10,000円 ②3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子 1人当たり5,000円 ・第3子以降 1人当たり10,000円 ○実施主体: 指定都市、中核市、市町村(公務員は所属庁で実施) ○補助率: ①被用者 ・0～3歳未満(特例給付を除く) 1/10 ・3歳～小学校修了前 1/3 ②非被用者 ・0～3歳未満 1/3 ・3歳～小学校修了前 1/3					
実施状況	平成20年度実施状況 実施主体: 指定都市、中核市、市町村 交付実績: 136,729千人(被用者 100,396千人 非被用者 29,221千人) ※延べ人数					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	431,961	435,705	429,604	70,675	1,220
	執行額	403,584	421,087	421,549		
	執行率	93.4%	96.6%	98.1%		
	総事業費(執行ベース)	886,217	908,103	907,041		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	「児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて」(厚生事務次官通知 昭47.1.20厚生省発児第2号)の規定に基づき、市町村において事業完了後、事業実績報告書及び関係書類の提出を受け、本事業の実施内容、支出先及び用途について把握している。				
	見直しの余地	平成23年度における子ども手当の支給に係る予算編成過程において、財源の在り方についてあらためて検討を進めることとしている。				
予算・監視の効率化	本事業は、児童手当法に基づき必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。					
補記						

国庫補助基準額

- ・0～3歳未満 1人当たり10,000円
- 3歳以上小学校修了前
第1子・第2子 1人当たり5,000円
- 第3子以降 1人当たり10,000円

・国庫負担

- ①被用者 0～3歳未満(特例給付を除く)
…1/10
- 3歳以上小学校修了前
…1/3
- ②非被用者 0～3歳未満(特例給付を除く)
…1/10
- 3歳以上小学校修了前
…1/3



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.横浜市			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
給付費	児童手当交付金	9,726			
計		9,726	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

(別紙)

平成21年度児童手当交付金
交付先上位10市区町村

	都道府県名	金額(百万円)
1	横浜市	9,726
2	大阪市	7,620
3	名古屋市	6,620
4	札幌市	5,037
5	福岡市	4,556
6	神戸市	4,400
7	川崎市	3,977
8	京都市	3,874
9	広島市	3,851
10	さいたま市	3,561